

～美しい自然を守り、快適な生活環境を目指して～

下水道の未接続解消に取り組んでいます

下水道への早期接続をお願いします

下水道が使える（供用開始）区域になると、区域内の建物所有者は、次のことが義務付けられています。

- くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。
- し尿浄化槽は廃止し、下水道に接続する。
- 生活雑排水を側溝等に流している場合は、速やかに排水設備を設置し、下水道に接続する。

下水道工事は町の指定を受けた排水設備工事店に依頼しましょう

工事を正しく施工するため、必ず「周防大島町排水設備指定工事店」に依頼してください。排水設備工事店については、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※町では特定の排水設備工事店を紹介することはありません。

下水道接続工事のトラブル事例

○無許可業者による無断接続

無断接続が発見されると、過去にさかのぼり使用料が請求され、最大5倍の過料が科せられるおそれがあります。

○工事完了後の高額請求

下水道接続工事の契約は、町指定の排水設備工事店と依頼者で行っていただきます。工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、施工前に工事内容や費用等をよく確認しましょう。

■問い合わせ 下水道課 下水道班 ☎ 0820 (79) 1014

下水道接続までの流れ

①工事店決定

町が指定する排水設備工事店の中から依頼する排水設備工事店を決めましょう。

②工事依頼

見積書・設計書を確認し、よく検討しましょう。

③工事開始

工事に関する手続きは、排水設備工事店が代行します。

④工事完了

工事が完了したら、町が検査を行います。※後日「検査済証」を交付します。

⑤下水道の使用開始

検査に合格してから下水道使用料を納めていただくようになります。下水道使用料は、下水道施設を維持していくための費用に充てられます。

町排水設備指定
工事店一覧表へ



公平性を確保するために
介護保険料の滞納整理を
強化しています

介護保険料について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくこととなります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます。

(1) 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

(2) 1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一次的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

(3) 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護認定を受けた後に利用者負担が3割（はじめから3割の方は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

また、督促状や催告書の送付後も納付がない場合は、期限内納付者との公平性を保つために、財産調査を行い、差し押え等の滞納処分を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少して介護保険料を納付することが難しい場合は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険班

☎ 0820 (73) 5503

税務課 徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031